

VAIO 法人向けデータ通信プラン 利用規約

(利用規約の適用)

第1条 VAIO 株式会社（以下、「当社」といいます。）は、この VAIO 法人向けデータ通信プランの利用規約（以下、「この規約」といいます。）により、VAIO 法人向けデータ通信プランとそれに附帯するサービスを提供します。

(規約の変更等)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この規約を変更することができます。当社は、変更後の規約及びその効力発生時期を、当社所定のWEBサイト（以下「当社ウェブサイト」といいます。）その他相当の方法で周知するものとします。変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後 VAIO 法人向けデータ通信プランの提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 この規約において使用される次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

No.	用語	用語の意味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
4	VAIO 法人向けデータ通信プラン	この規約に基づいて提供される通信サービスの名称 *当該プランは当社が eSIM とセットで販売する VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルのみに提供されるサービスです。
5	VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデル	当社が販売する、VAIO 法人向けデータ通信プラン専用の eSIM 対応 PC モデル ※ VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルは随時、変更する可能性があります。
6	契約者	VAIO 法人向けデータ通信プランを契約した法人

7	管理者	VAIO 法人向けデータ通信プランの契約及び利用の管理責任を持つ役職員
8	利用者	VAIO 法人向けデータ通信プランを利用する契約者の組織内又は契約者グループの役職員
9	eSIM	VAIO 法人向けデータ通信プランを提供するための、当社所定の手続きにより端末設備の領域に登録する電話番号その他の情報
10	LTE	電話網又はデータ通信網を使用して KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置と無線基地局設備との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。）であって、KDDI の副回線通信サービス利用規約に定める副回線通信サービス及びLTE-M 端末（無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 6 項に定める条件に適合する無線設備をいいます。）に対して提供するサービス以外のもの
11	5G	電話網又はデータ通信網を使用して KDDI が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置と無線基地局設備との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。）であって、KDDI の p o v o 1.0 通信サービス契約約款に定める p o v o 1.0 通信サービス、p o v o 2.0 通信サービス契約約款に定める p o v o 2.0 通信サービス、UQ m o b i l e 通信サービスⅡ契約約款に定める UQ m o b i l e 通信サービスⅡ又は UQ m o b i l e 通信サービス契約約款に定める UQ m o b i l e 通信サービス以外のもの
12	eSIM Entry サイト	VAIO 法人向けデータ通信プランの回線申込を行うための KDDI が提供する契約申込サイト (https://vaio.esimentry.kddi.com)
13	eSIM Enabler Tool	VAIO 法人向けデータ通信プランを利用するための、eSIM をスムーズに導入頂くためのアプリケーション * Windows Store にてダウンロード可能です。
14	通信利用権	VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルにおいて、5 G/LTE のデータ通信を利用できる権利

(契約の単位)

第4条 当社は、当社が販売する VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデル1台に対して、1回限り VAIO 法人向けデータ通信プランの契約を締結します。但し、VAIO 法人向けデータ通信プランを締結できる PC は新品の VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルに限ります。

(VAIO 法人向けデータ通信プランの契約者)

第5条 VAIO 法人向けデータ通信プランを契約できる者は、個人事業主を除く法人に限ります。

(契約申込の方法)

第6条 VAIO 法人向けデータ通信プランの申込をするときは、eSIM Entry サイトにてオンライン上で回線の申込みをおこないます。申込に際し、アカウントの作成及び各種証明書類の提出が必要になります。

(eSIM Entry サイトで使用するメールアドレス及びパスワードの管理)

第7条 契約者は、VAIO 法人向けデータ通信プランの申込に際し、eSIM Entry サイトにて登録が必要な管理者のメールアドレス及びパスワードを自己の責任において適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させないものとします。

2 契約者は、VAIO 法人向けデータ通信プランの各種手続き（申込・解約・eSIM 再発行等）をおこなう際に、eSIM Entry サイト上に管理者のメールアドレス及びパスワードを入力しログインする必要があります。

3 管理者のメールアドレス又はパスワードの窃用等が判明した場合には、直ちに当社に連絡するとともに、当社からの指示がある場合はこれに従うものとします。尚、管理者のメールアドレス又はパスワードの窃用によって生じた損害に関する責任は契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、VAIO 法人向けデータ通信プランの利用申込があったときは、これを承諾します。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、お申込をお断りさせていただくことがあります。

① 利用申込者が、法人ではないとき

② 利用申込者が、新品の VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルを購入したことを当社が確認できないとき

- ③ 利用申込者が、VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルに係る料金その他の債務の支払いを怠ったことが明らかであるとき
 - ④ 利用申込者が、その申込みにあたり虚偽の申告をしたとき
 - ⑤ 当社が別途指定する法人証明書類・本人確認書類等が提示されないとき
- 2 契約申込の承諾後、契約者は eSIM Enabler Tool を実行し、eSIM プロファイルをダウンロードして設定を完了させる必要があります。

(通信利用権の譲渡・第三者の利用及び再販売の禁止)

第 9 条 契約者は、VAIO 法人向けデータ通信プランの契約又はリース契約に基づいて提供を受ける通信利用権を譲渡することはできません。

- 2 通信利用権は、VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルを購入又はリース契約をした法人のみを対象に付与されるため、第三者の利用や再販売を禁止します。
- 3 利用者の退職・異動・出向等の理由によって VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルの利用者を契約者又は契約者グループの別の役職員に変更する場合、当該 VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルとともにあることを条件として、通信利用権の移転が可能です。

(電気通信サービスの利用条件)

第 10 条 VAIO 法人向けデータ通信プランの契約者は、KDDI が提供する 5G/LTE による電気通信サービスを利用することができます。

- 2 当社は、契約者が VAIO 法人向けデータ通信プランにおいて使用する IP アドレスを提供します。契約者は、当該 IP アドレス以外で VAIO 法人向けデータ通信プランを利用することはできません。
- 3 VAIO 法人向けデータ通信プランは、KDDI が提供する 5G/LTE の au 回線の仕様に準拠し、日本国内のみ利用可能です。ただし、サービス提供区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくい場所ではサービスを利用できない場合があります。

(通信利用の制限等)

第 11 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災

害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社等の機関
金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 当社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- ① 1の端末において、一定時間内に基準値を超える大量の符号が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること
- ② 当社又は KDDI の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社又は KDDI の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は KDDI の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること
- ③ 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が VAIO 法人向けデータ通信プランの提供に支障を

及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること

- 3 当社又はKDDIの電気通信設備の保守又は工事のためにやむを得ないとき、また、設置する電気通信設備の障害等やむを得ない理由があるときには、VAIO 法人向けデータ通信プランの利用が制限又は一時停止することがあります。

(その他通信利用の制限等)

第 12 条 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するとき、VAIO 法人向けデータ通信プランの利用の制限又は一部停止をすることがあります。

- ① この規約に定める契約者の義務に違反したとき
- ② 当社との契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであると当社が判断したとき
- ③ 他者の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他者の利益を害する態様で VAIO 法人向けデータ通信プランを利用したとき
- ④ VAIO 法人向けデータ通信プランを含む、当社が提供するサービスの信用を毀損又は毀損するおそれがある利用をしたと当社が判断したとき
- ⑤ 第 8 条（契約申込の承諾）に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- ⑥ 前各号に掲げるほか、当社が不適切と判断する態様で契約者が VAIO 法人向けデータ通信プランを利用したとき

- 2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

- 3 当社は、VAIO 法人向けデータ通信プランの利用を制限又は一時停止する場合には、契約者に対してその 10 営業日前までにその旨と理由及び制限又は一時停止にかかる期間の通知を当社ウェブサイト又は登録メールアドレス宛に行います。ただし、緊急の場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。

- 4 当社から VAIO 法人向けデータ通信プランの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、その求めに応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密やその他正当な理由があるときは、この限りではありません。

(当社が行う契約の解除)

第 13 条 当社は、前条（その他通信利用の制限等）の規定により VAIO 法人向けデータ通信プランの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合、その契約を解除することがあります。

2 VAIO 法人向けデータ通信プランの通信利用可能期間に 6 か月連続して利用していないことが確認された場合、契約者は VAIO 法人向けデータ通信プランの契約を解除することがあります。

3 契約者が購入した、eSIM とセットで販売される VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデル以外の機器で、VAIO 法人向けデータ通信プランを利用していることが判明した場合は契約を解除させていただきます。

4 第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、VAIO 法人向けデータ通信プランの品質及び他の契約者による利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が膨大(例：平均データ利用量がひと月あたり 200GB を超える場合など)に及んでいると当社が判断した場合において、契約を解除する場合があります。

5 VAIO 法人向けデータ通信プラン利用時にテザリング（モバイルホットスポット機能の利用）を行うことを禁止します。テザリング利用が発覚した場合、該当する利用者自身、又は契約者である法人全体の VAIO 法人向けデータ通信プランの利用を停止する場合があります。また、当社が必要と判断した場合、契約者の端末管理ポリシー等にテザリングの利用禁止の規定を入れるなどの措置を当社から求める事があります。サービス再開については契約者からの運用状況の報告を以て、当社が判断するものとします。

6 当社と KDDI との契約の終了又は KDDI による当社への卸電気通信役務提供が停止したとき

7 前 6 項の規定にかかわらず、当社は、VAIO 法人向けデータ通信プラン契約者について、破産法又は民事再生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその VAIO 法人向けデータ通信プラン契約を解除いたします。

(通信利用可能期間)

第 14 条 通信利用可能期間は、当社が販売する通信利用権付き VAIO 法人向けデータ通信プラン対応モデルから 3 年/4 年/5 年のいずれかをお選びいただきます。

- 2 通信利用可能期間は、回線の初回利用申込をおこなった後、eSIM Entry サイトに登録されたメールアドレス宛に当社が登録完了メールを送信した日を起算日とします。
- 3 対象 PC の出荷日から回線の利用申込がおこなわれることなく 1 年間が経過した場合は、前項の規定にかかわらず、当該 1 年間が経過した日から通信利用可能期間を起算するものとします。
- 4 解約を行った場合でも、通信利用可能期間内であれば再度回線申込が可能です。ただし、解約日から再申込までの期間分の延長は行いません。
- 5 端末ごとの通信利用可能期間は契約者が管理するものとします。

(契約者による解約)

第 15 条 契約者は、当該通信利用可能期間内に eSIM Entry サイト上で、解約を申込みことにより、VAIO 法人向けデータ通信プランの利用契約を解約できるものとします。

- 2 解約手続きが完了した場合には、当社は契約者が届け出た管理者のメールアドレス宛に通知を致します。
- 3 本条に基づく解約の場合、契約者は、申込済みの VAIO 法人向けデータ通信プランに係る通信利用可能期間における残存期間がある場合、その残存期間分に相当する利用料金につき返金・補償・賠償や代替端末への引継ぎ等を求めることはできません。

(サービスの廃止)

第 16 条 当社は、当社の任意の裁量によって、VAIO 法人向けデータ通信プランの全部又は一部の提供を廃止することができます。

- 2 前項の場合には、廃止する日の 90 日前までに、当社ウェブサイトの掲載又は管理者のメールアドレス宛に通知いたします。ただし、緊急その他やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

(連絡・通知)

第 17 条 当社から契約者への連絡は、書面の送付、メールの送信、又は当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段によって行います。当該連絡が、当社ウェブサイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で契約者に到達したものとみなします。当該連絡が、メールの送信によって行われる場合には、そのメールの送信時に、契約者に到達したものとみなします。

(責任の制限)

第 18 条 当社は VAIO 法人向けデータ通信プランを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、VAIO 法人向けデータ通信プランが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みますが、サービス利用地域が KDDI の au 回線カバーエリアの外である場合は除きます。）にあることを当社又は KDDI が認知した時刻以後のその状態が連続して 48 時間以上の時間が経過したときは、当社は、契約者の依頼に基づき、利用不能時間分の延長（日単位の加算）を行うものとします。ただし、契約者が当該依頼をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該依頼をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

(個人情報の取り扱いについて)

第 19 条 VAIO 法人向けデータ通信プランを利用される管理者及び利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）の取り扱いについては、別途当社が定めるプライバシーポリシー (<https://vaio.com/privacy/>) の定めによるものとし、管理者及び利用者はこのプライバシーポリシーに従って当社が個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

2 当社は、VAIO 法人向けデータ通信プランの提供に関して取得した個人情報を以下の利用目的の範囲において取り扱うものとします。

- ① VAIO 法人向けデータ通信プランの提供にかかる業務を行うため(サービス提供に必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)
- ② 新商品、サービス等の企画、開発、改善等のため
- ③ 当社サービス等 (VAIO 法人向けデータ通信プラン以外に限らず、当社の商品又はその他サービスを含みます。) 又は第三者が提供する商品、サービス等に関する各種情報、お知らせ、広告等のご案内のため (お客様から個別の同意をいただいた場合は、メールマガジンの配信を含みます)
- ④ サービスレベルの維持向上を図るためのアンケート調査等の実施又は分析のため

- ⑤ 前各号に付帯する業務を行うこと
 - ⑥ その他管理者から得た同意の範囲内で利用すること
3. 当社は、管理者の同意に基づき、必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、VAIO 法人向けデータ通信プランの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、当社は当該個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対して適切な監督を行います。
- 4 法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 5 条に規定する開示請求の要件を充たす場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

（禁止事項）

第 20 条 契約者は、VAIO 法人向けデータ通信プランの利用にあたり、故意又は過失の有無にかかわらず、自ら、又は第三者を利用して、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 当社若しくは第三者に不利益又は損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (2) 当社もしくは他者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 公序良俗に違反する行為、法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (4) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (5) 詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買など、犯罪行為に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- (6) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (7) 極度に当社のサーバー又は／及びシステム（当社の契約する業者のサーバー又は／及びシステムを含むものとします）に極度の負荷をかけるような態様で VAIO 法人向けデータ通信プランを利用するなど、当社若しくは VAIO 法人向けデータ通信プランの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- (8) 当社若しくは VAIO 法人向けデータ通信プランの信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為
- (9) 当社に対して虚偽の申告、届出を行う行為

- (10) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (11) 法を逸脱した、又は、逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、又は悪質な連鎖販売取引など)
- (12) 当社の設備に蓄積された情報、又は VAIO 法人向けデータ通信プランにより利用している情報を改ざんし、又は消去する行為
- (13) 不正アクセス行為又は不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして VAIO 法人向けデータ通信プランを利用し、当社又は KDDI の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為(偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。)
- (14) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (15) ウイルスなどの有害なコンピュータープログラムなどを送信し、又はこれを他者が受信可能な状態にする行為
- (16) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (17) 当社もしくは、他者の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、又はその支障を与えるおそれのある行為
- (18) 営利を目的として他の VAIO 法人向けデータ通信プランの契約者等に通信量を転売および譲渡する行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを張る行為
- (20) その他、当社が不適切と判断する行為

2 当社は、契約者が、前項各号、その他この規約に定める条項に違反した場合においては、契約者の帰責性の有無に関わらず、あらかじめ契約者に通知することなく、即時に VAIO 法人向けデータ通信プラン契約を解除することができます。

3 前項の規定によって VAIO 法人向けデータ通信プラン契約が解除された場合、契約者は、既払いの利用料金の返金を求めることができません。また契約者は、解除により生じた損害につき、請求原因如何に関わらず、当社に対して損害賠償等の請求を行うことはできません。

(免責事項)

第 21 条 当社は、次の契約者の損害等について、一切責任を負わず、免責されるものとします。ただし、当該損害等が当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときはこの限りではありません。

- (1) 利用者のメールアドレス及びパスワードが第三者によって使用されたことで、利用者が被った損害(VAIO 法人向けデータ通信プランの利用ができなかったことによ

る損害の一切であり、作業が中断したことに関する損害、データが失われたことに
関する損害、VAIO 法人向けデータ通信プランを利用することによって得られたで
あろう利益を得られなかった損害などを含むがこれに限るものではありません。）

- (2) 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧などに当たって、その電気通信設備に記
憶されている内容などが変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが
当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償
しません。
- (3) 当社は、VAIO 法人向けデータ通信プランに係る技術仕様その他の提供条件の変更
又は電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用若しくは所有している端末の改造
又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費
用については負担しません。
- (4) 当社は、契約者が VAIO 法人向けデータ通信プランを利用することにより得た情
報など（コンピュータープログラムを含みます。）について何らの責任も負わない
ものとし、また、これらの情報などに起因して生じた一切の損害に対しても、
何らの責任を負いません。
- (5) 当社は、電波状態により、VAIO 法人向けデータ通信プランの利用により送受信さ
れた情報などが破損又は滅失したとしても、一切責任を負わないものとし、
- (6) VAIO 法人向けデータ通信プランの契約者が、VAIO 法人向けデータ通信プランの
利用に関連し、他の契約者は又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他
の VAIO 法人向けデータ通信プランの契約者又は第三者から何らかの請求がなさ
れ、又は訴訟が提起された場合、当該 VAIO 法人向けデータ通信プランの契約者
は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切
免責するものとし、